

自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示案 新旧対照条文
 ○自動車等安全性能評価実施要領（平成二十六年国土交通省告示第五百二十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
（自動車の評価）			
第四条 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。			
一〇十五（略） 十六 車線逸脱警報装置性能	試験自動車を六十キロメートル毎時又は七十キロメートル毎時で車線から逸脱させる試験	一〇十五（略） 十六 車線逸脱警報装置性能	試験自動車を六十キロメートル毎時又は七十キロメートル毎時で車線から逸脱した距離
十七 車線逸脱抑制装置性能	前号の試験	（新設） 逸脱した距離の最大値	試験自動車の車線から逸脱した距離
十八（略）		十七（略）	
十九 予防安全性能	第十四号から第十八号までの試験	十八 予防安全性能	第十四号から第十七号までの試験
車両衝突被害軽減制動制御装置性能試験、歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、車線逸脱警報装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験及び後方視界性能試験		車両衝突被害軽減制動制御装置性能試験、歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、車線逸脱警報装置性能試験及び後方視界情報提供装置性能試験	

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

2 (略)		情報提供装置性能試験 における測定結果に基 づき総合的な予防安全 性能を示す二段階の指 標
2 (略)		る測定結果に基づき総 合的な予防安全性能を 示す二段階の指標